

市報第 3 号

横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆの指定管理者の指定
についての専決処分報告

横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆの指定管理者の指定については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用し、平成19年 3 月29日市長において次のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成19年 5 月18日提出

横浜市 長 中 田 宏

次のように横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆの指定管理者を指定する。

平成19年 3 月29日

横浜市 長 中 田 宏

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市高齢者 保養研修施設 ふれーゆ	川崎市幸区堀川町 580 番地	明治スポーツプラザ・山武 グループ 代表者 株式会社明治スポーツプラ ザ 代表取締役 社長 石原良太郎	平成19年 4 月 1 日 から平成23年 3 月 31日まで